

議 事 録

令和 7 年度第 1 回川崎市情報公開運営審議会		
出席者	委 員	実 施 機 関 ・ 事 務 局
	市民代表 石 山 一 可 後 藤 正 巳 齊 藤 恵 治 早 川 佳 伸 星 川 美代子 眞 鍋 邦 子 学識経験者 嘉 藤 亮 高 本 雅 通 佐 藤 仁 美 富 田 千 鶴 早 川 和 宏 山 本 龍 彦 湯 浅 壘 道 委員 計 13 人	(事務局：総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部) コンプライアンス推進・行政情報管理部長 大村 誠 行政情報課長 森 博臣 担当課長 山口 一紀 課長補佐 桐生 真由美 担当係長 吉田 雅人 担当係長 小野 健太郎 職員 6 人
開催日時		令和 7 年 7 月 7 日（月） 13 時 00 分から 13 時 45 分まで
開催場所		川崎市役所本庁舎 203 会議室
議 題		1 議 題 (1) 令和 6 年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告について 2 その他
傍聴者数		0 人

【会議開始・資料説明】

(湯浅会長)

ただ今から令和7年度第1回川崎市情報公開運営審議会を開催します。

本審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき原則公開としております。

本日は、傍聴の希望者はいらっしゃいませんが、会議中に傍聴の希望があった場合は傍聴を許可し、随時入室いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように事務局に対応をお願いします。

会を開催する前に、新年度に入り、委員の方と事務局の職員に変更があったとのことですので、御紹介をお願いします。

(山口担当課長)

まず、所属団体の人事異動に伴い、変更のありました委員ですが、5月31日から、山田義孝委員に替わりまして、早川佳伸委員に就任いただいております。

また、7月1日から、鈴木秀隆委員に替わりまして、高本雅通委員に就任いただいております。

続いて、4月の人事異動により新たに事務局となりました職員を御紹介します。

コンプライアンス推進・行政情報管理部長の大村でございます。

行政情報課長情報公開担当の課長補佐の桐生でございます。

同じく担当係長の小野でございます。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

(湯浅会長)

次に、事務局から、資料の確認と本日のスケジュールについて説明をお願いします。

(小野担当係長)

本日の委員の定足数でございますが、現在、対面10名、Web3名、合計13名の委員が御出席いただいております。過半数を超えていますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず、本日の資料でございますが、事前にお送りした資料として議事次第と令和6年度の運営状況報告についての2点、また本日お配りしているものとして、座席表、委員名簿、参考資料の3点でございます。

Web会議で御参加の委員におかれましては、事前にメールでお送りした資料を御確認ください。

以上が本日の資料となりますが、もし不足しているものがありましたら、お申し出いただければと思います。

次に、本日のスケジュールでございますが、議事次第をご覧ください。

次第に記載してあります議題に沿いまして、令和6年度の運営状況に関する報告をおよそ1時間、14時までの終了を目途に、進めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

1 議題（1）令和6年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告について

(湯浅会長)

それでは、本日の議題に入ります。

議題（1）の『令和6年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況の報告について』ということで、総務企画局行政情報課、事務局からの報告案件です。

事務局から説明をお願いします。

(小野担当係長)

それでは、令和6年度の運営状況について御報告させていただきます。お手元の、「令和6年度の運営状況報告について」の冊子をご覧ください。本日御報告いたしますのは、「公文書公開制度」、「個人情報保護制度」、「会議公開制度」の3つの制度に係る昨年度の運営状況についてでございます。この3つの制度につきましては、それぞれの根拠条例におきまして、運営状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表することとなっております。

また、こちらの「情報公開運営審議会」には、毎年度1回目の会議で報告することになっており、本日御報告させていただくものでございます。

なお、できる限りポイントを絞りまして御説明させていただきます。

それでは1ページを御覧ください。

「Ⅰ 情報公開条例の運営状況」でございます。

「公文書開示請求の処理状況」でございますが、令和6年度の公文書開示請求件数は1, 862件ありました。

表1-1の「情報分野別件数」は、1番の行政一般関係情報が669件、次いで、都市整備に関する情報等が含まれます、8番の都市環境関係情報が486件、となっております。

2ページにまいりまして、表1-2「実施機関別件数」は、市長が1,235件、公営企業管理者のうち、上下水道局が147件、教育委員会が316件、となっております。市長の内訳は、区役所が271件、次いで、健康福祉局が211件となっております。

3ページにまいりまして、表1-3「請求方法別件数」は、電子申請が1,149件、次いで、窓口が352件、FAXが300件となっております。

表1-4「個人・法人別件数」は、個人が1,094件、法人が768件となっています。

表1-5「部分開示・拒否処分の内訳件数」は、個人情報をもととする部分開示が467件、法人情報をもととする部分開示が388件となっています。

4ページから78ページまでの「表1-6」は、令和6年度の公文書開示請求内容の概要を記載した一覧になりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、79ページを御覧ください。

「Ⅱ 公文書開示請求に係る審査請求の処理状況」になります。

表2-1にありますとおり、新たに受けた審査請求は6件ございました。

また、裁決件数が3件、審査中件数が8件となっています。

表2-2は、公文書開示請求に係る審査請求についての情報公開・個人情報保護審査会における審議の経過を示しています。審査会は第1部会、第2部会の2つの部会に分かれており、それぞれの部会において順次、審査請求の審査をしています。審査請求の内容については、80ページの表2-3に記載がございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

次に、81ページを御覧ください。「出資法人等文書に係る開示申出状況」でございます。情報公開条例により、指定出資法人及び指定管理者は、その管理する情報の公開に関し必要な範囲内で市の実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

なお、81ページに1箇所、資料の訂正がございまして、下から3行目の冒頭「令和5年度」は正しくは「令和6年度」になります。令和6年度の開示申出は、2つの出資法人に対して43件ございました。43件の個人・法人別内訳や請求内容等については、82ページから86ページに一覧表がございますので、後ほど御参照ください。

続きまして87ページをお開きください。

「Ⅱ 個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の運営状況」でございます。

「1 個人情報ファイル、こちらは、個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものになりまして、その届出件数」でございますが、表1-1のとおり、開始が12件、変更が46件、廃止が1件で、合計59件の届出がありました。

次に、「2 業務届出書、こちらは、個人情報を取扱う業務を行う場合に届出を行うものでして、その届出件数」でございますが、表1-1のとおり、開始が46件、変更が12件、廃止が1件で、合計59件の届出がありました。

88ページにまいりまして、次に「3 個人情報開示等請求の処理状況」でございますが、表2-1のとおり、請求件数は合計で464件ありました。

表2-2の「処分別件数」は、全部開示が183件、一部開示が147件、不開示が123件となっています。

請求の具体的な内容につきましては、次の89ページから98ページまで一覧にしておりますので、後ほど御参照ください。

次に、99ページを御覧ください。「4 個人情報開示等請求に係る審査請求の処理状況」について御説明いたします。

初めに、表3-1の「審査請求の処理状況」でございますが、新たに受けた審査請求は6件ございました。

また、裁決件数が4件、審査中件数が1件となっています。表3-2では、審査会における、個人情報開示請求等に係る審査請求についての審議の経過を示しています。

また、審査請求の内容については、101ページから102ページまでの表3-3に掲載しております。

次に、103ページを御覧ください。「5 苦情の処理状況」でございますが、これは、個人情報の保護に関する苦情について対応するための苦情処理機関として設けられている、個人情報保護委員が受け付けた、個人情報に関する市民からの苦情の処理状況で、11件の相談がありました。

次に、104ページにまいりまして、「6 目的外利用等の届出状況」でございますが、目的外利用、これは実施機関内部で、保有個人情報を目的の範囲を超えて利用するものですが、149件、目的外提供、こちらは実施機関外部に、目的の範囲を超えて提供するものですが、595件ありました。

なお、目的外利用の具体的な内容については、105ページから112ページまで、目的外提供の具体的な内容については、113ページから140ページまで一覧にしておりますので後ほど御参照ください。

次に、141ページを御覧ください。「7 川崎市が設置し、又は管理する防犯カメラの設置状況等」についてでございます。

本市が設置し、又は管理する防犯カメラは、488か所ございます。設置局は、教育委員会（学校等）が最も多くて149か所、次いで、その他（病院、福祉施設、市バス等）が142か所となっています。

3の設置目的は、施設内への不審者侵入防止が最も多くて279か所、次いで、施設、機器等の保安管理等に係る防犯が122か所となっています。

9の苦情対応は、防犯カメラについて、個人情報に関する苦情はございませんでした。

続きまして、142ページを御覧ください。

「Ⅲ 審議会等の会議の公開に関する条例の運営状況」について御説明いたします。

この条例の対象となります会議は、条例第2条に定められた、市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等になります。

「1 対象となる審議会等の数」は、211会議でございまして、この情報公開運営審議会も含まれてお

ります。

また、内訳としては、公開の会議が88、一部非公開の会議が44、非公開の会議が40となっております。

なお、資料には掲載しておりませんが、会議は設置されておりますが、昨年度は1度も開催されなかった会議が39会議ございました。

また、全審議会等のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合については、62.6%となっております。

続きまして、「2 会議の開催状況」についてですが、会議の開催延べ数は、2,472回、その内訳は公開が746、一部非公開が63、非公開が1,663となっています。

また、開催延べ数のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合は、32.7%となっております。個人に関する事項を取り扱うため、非公開で行われる「介護認定審査会」1,170回を除くと、62.1%が公開又は一部非公開となっております。

次に「3 傍聴等の状況」についてですが、傍聴人の延べ人数は423人で、傍聴があった審議会等の数は46会議でございました。

次に、143ページを御覧ください。「4 主な会議の開催状況」でございますが、各局別に主な会議を一覧表にしております。後ほど御参照いただければと存じます。

次に、148ページを御覧ください。

「新たに対象となった審議会等」は6会議あり、「廃止された審議会等」は、4会議ありました。

次に、149ページを御覧ください。「7 主な非公開会議」について、事由別にまとめています。後ほど御参照いただければと存じます。

最後に、152ページを御覧ください。

「傍聴があった審議会等」ですが、傍聴者数が多い順に掲載しています。傍聴者が最も多いのは「社会教育委員会」で、99名の傍聴がありました。

以上で、報告資料についての説明を終わります。

続きまして、お手元の「【参考資料】運営状況の推移」について、御説明いたします。

こちらの資料は、運営状況報告の主要な項目について、過去5年間の推移をまとめたものでございます。

1ページには「公文書開示請求の件数の推移」のグラフを載せております。

公文書開示請求の件数は、4年前と比べると全体で385件、個人の請求件数は260件増加しております。個人の請求件数が増加した主因は、特定の開示請求者による開示請求の件数が増加したことによるものと考えられます。

3ページには、「2 公文書開示請求の請求方法の推移」のグラフを載せております。

公文書開示請求の請求方法は、4年前と比べると、電子申請が大幅に増加し、FAXと郵送が減少しております。

5ページには、「個人情報ファイル・目的外利用等の届出、開示等請求の状況」のグラフを載せています。

保有個人情報開示等請求の件数は、4年前と比べると100件増加しています。請求件数が令和2年度に大きく減少した旨記載しておりますが、令和元年度が509件に対し、令和2年度は364件でございまして、こちらはコロナ禍の影響と考えております。

7ページには「防犯カメラの設置状況の推移」のグラフを載せています。

防犯カメラの設置個所の数は、4年前と比べると111か所増加しています。教育委員会（学校等）やその他（病院、福祉施設、市バス等）の増加が主因です。

9ページには「会議の開催状況の推移」のグラフを載せています。会議の開催延べ数は、4年前と比べると910回増加しています。開催延べ数のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合は32.7%で、4

年前より増加しています。

以上で、令和6年度の運営状況についての報告を終わります。

ありがとうございました。

(湯浅会長)

それでは、ただいまの説明につきまして、まさにタイムな内容の報告をしておりますが、委員から御質問等がございましたら、どこからでも結構でございますので、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

(後藤委員)

よろしいですか。マイクを使わなくてもよろしいですか。

(小野担当係長)

そちらにマイクがございますので。

(後藤委員)

後藤でございます。御説明ありがとうございました。2点あります。

一つは、先ほど訂正版ということで頂いたもの、75ページと76ページということなんですが、これは元のやつとどこが違っているのかということをお教えいただければうれしいんですが。

まずそっちのほうをお願いします。

(小野担当係長)

本日、訂正で配らせていただいている資料でございますけれども、番号で申し上げますと、1818番と1819番でございます。ちょっとこちらの資料を作成する際に具体的な保育園の園名を入れてございましたけれども、そちらの保育園の園名について削除させていただきまして、修正をかけさせていただいたものでございます。

以上でございます。

(後藤委員)

ありがとうございました。そこまで見ていなかったもので、すみません。

それで、よろしいですか、続けて。

2点目なんですが、今の資料関係で、それで承諾状況の欄なんですが、文書不存在による拒否という部分の記載が結構多くあるかと思うんですね。それについて、全くそういう該当する文書が存在しないのかどうか、その点、どうなんだろうかね。結構この不存在ということで拒否している部分が結構あるかなと思うんですが、その点、教えていただきたいなと思いました。

(吉田担当係長)

おっしゃるとおり、文書不存在の件数が一定数ありますけれども、例えばもともと対象となる文書を作っていないというものですとか、文書としては存在していたけれども、保存期間が経過したのもう廃棄してしまったためにない等、主に文書不存在の理由としてこの二つが多いかなと思っております。

(後藤委員)

拒否するに当たって、そういうような今おっしゃっていただいたような、要するに保管すべき文書ではないという理由とか、保存期限が過ぎて廃棄済みとか、そういうことについての答えというか、回答はなさらないでよろしいんでしょうかね。

(吉田担当係長)

文書不存在の場合ですと、開示請求に対して拒否処分を行います。その際に不存在の理由を記載して通知するという形になりますので、理由についての認識はできると思います。

(後藤委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(湯浅会長)

ほかの皆様から何かございますか。

じゃあ、どうぞ。

(高本委員)

神奈川新聞の高本と申します。今日、詳細な報告をありがとうございます。制度を適正に運営されているのがよく分かりました。1点だけ質問をよろしいでしょうか。運用状況について、開示請求の件数が増えているというのは、この制度がしっかり活用されている側面もあると思いますが、この丸三つ目のところで、「特定の開示請求者による開示請求の件数が増加した」というのは、どういうことでしょうか。この特定というのは、1、2名とか、そういう非常に少ない方が大量に請求したというケースのことをおっしゃっているのか、この意味合いを教えてくださいたいと思います。

(小野担当係長)

イメージ的には、複数名、個別に数多くの請求件数、公文書開示請求をされる方がいらっしゃるということで、ちょっとこういった表現をさせていただいております。

(高本委員)

全体の数に影響がある。

(小野担当係長)

そうですね。

(高本委員)

感想めいたところでいいですけど、私ども新聞社も取材活動の一環で請求することもあります。結構な職員の方が文書を引っ張り出してきたり、非開示部分をマスキングしたりとか、かなり大変な労力をかけておられるのは、分かっているつもりです。余計な御負担をかけない程度にというか、そこを意識しながらちゃんと公開制度を使用しないといけないなと思いながら、やっているつもりではあります。この件数の増え方は、職員の方の負担感ということではどうなのでしょう、いや、このぐらいだったら全然大したことじゃないですよ、なのか、正直やっぱりしんどいことはしんどいですね、なのか。また、大量請求にどういうふうに対応していこうかみたいな、何かそういう策があれば教えてください。

(小野担当係長)

こちらの公文書開示請求につきまして、あと保有個人情報の開示請求につきましても、やはり実際に処分ですとか、開示決定を行う部署からは、請求が来たとなりますと、ちょっと何ていうんですかね、うっというふうな、ちょっと詰まるような反応もございますけれども、ただ、我々事務局といたしましても、実際に処分を行う所管課の負担がなるべく少ないように事務改善といいますか、そういったところを日々意識してやっていきたいなとは思っておりますので、事務局もそうですし、あと実施機関の皆さんが効率的、効果的に事務を進められるような形で日々やっていければなとは思っております。

(高本委員)

分かりました。すみません、何か答えづらい質問だったと思いますが、ありがとうございます。

(湯浅会長)

今の御質問についてちょっと補足的に申し上げますと、ほかの自治体では、大量の請求をするとか、同じものを何度も何回も請求する、パンク請求があまりにもひどいときに、そういう濫用してはならないという一文を条例で入れている自治体もございます。川崎市は、濫用防止は入っていなかった。現状では入っていないという状況かと思います。

それから、もう一つ、法人からの情報公開、公文書開示請求が多い理由の一つに、先ほど報告の中でも大量の件数のときはあつたりするけども、いわゆる金額が入っている契約書ですね。丸々工事について幾らで契約したのかというのは、非常に民間の事業者の皆様としては興味があるので、結局、川崎市もほぼ全

部開示してしまっているんですね。なので、私も長年、事務負担を減らすために、どうせ開示してしまうので、情報公開制度を通らずに、もう何々の契約書、金額を見せてくださいと言われたら、そのまま情報提供してしまっただけというのでは、長年申し上げていますけれども、なかなか内部でその改正に至らないので、結局法人の請求件数が多くなるというふうに思っています。

(高本委員)

ありがとうございます。

(湯浅会長)

早川(和)委員、すみません、先ほどは。

(早川(和)委員)

すみません。私も幾つか質問させていただきたいんですが、情報公開のほうで、公文書の名称又は内容は同じなのに、開示だったり拒否だったりと分かれていたりするんですけど、請求を受けて文書を幾つか特定して、3種類文書があって、これは開示だけどこれは不開示みたいな形であるという理解でよろしいですか。

(吉田担当係長)

おっしゃるとおりです。

(早川(和)委員)

ありがとうございます。それを前提として、4ページ目の例えば38番ですが、金額入り委託設計書等々というのがあって、事務所管課が水運用センターで、拒否というのがあって、その後の8条4号イ、そのとき「歩掛の一部」と書いてあって、これは部分開示になるんじゃないかなと思うんですけど。歩掛の一部で全部拒否なんですか。

(吉田担当係長)

開示文書によりますが、設計書の内容ごとに開示できるものと開示できないもので特定をして、それぞれ分けて処分をしたものではないかと思っております。

(早川(和)委員)

ちょっと下だと、歩掛の一部で部分開示になっているものもあったりして、これを見た方が混乱するような気が。なので、こういうところの表現を考えていただいたほうがいいのかなと思いました。

それ以外でも、そうですね。先ほども後藤委員でしたか、御質問があったように、不存在のところについても同じ名前の文書で、片方が全部開示で、片方が不存在とかいうのがあって、これも多分説明がないと、何でこっちはあったのにこっちはないんですかという話になるような気がしたので、そこも表現の問題かと思いますが、ちょっと留意していただいたほうが。特に思ったのが、67ページ目ですけれども、1511と1512番、どちらも小学校長の学校日誌なのに片方が不存在で片方が部分開示になっていて、何であるけどないだろうみたいなイメージにおそくなるのかなという気がしました。

それと、続けてで大丈夫ですか。

(湯浅会長)

今の御質問について、事務局からコメントとか補足説明はありますか。

(小野担当係長)

早川(和)委員の御指摘のとおりだと思いますので、来年度以降、しっかりやらせていただきたいと思います。

(早川(和)委員)

細かなところは本当に幾つもあるので、これは全体の前で言うのもあれですので、後程ここも誤解されそうですというので御指摘はしておきます。

次、88ページ目の個人情報開示請求等の処理状況の一番上の行、請求が464件、訂正請求が0件で、

訂正請求以外で利用停止請求とかもあるけど、これは訂正請求しか0件を書かないのは何か理由があるんでしょうかという。利用停止請求、消去についても0件でしたとかとならないのかなと。

(小野担当係長)

ちょっと昨年度ベースに書いてしまった部分がありますので、来年度以降、またこちらの表記につきましても改めさせていただければと思います。

(早川(和) 委員)

あと、お隣の89ページ目の19、20、21番で、承諾できない理由で、「組織共有していないため」という書きぶりなんですが、多分「共用」、組織的に用いるというのが公文書の条件に入っていて、組織的に用いる状態にないので、文書としてないんですよ。多分「共用」といういい方を一般にはすると思いますので、これも直されたほうがいいのかと思います、いかがでしょうか。

(湯浅会長)

川崎市の条例はどちらのものになっていましたか。

(小野担当係長)

個人情報保護法ですと、組織的に利用するというのがこの文言になってくるかと思いますけれども、ちょっとこちらもそうですね、今お答えできる範囲で共有なのか共用なのかというところは、詳細はお答えできませんけれども、こちらについてもまた来年度以降の表記の確認ということでさせていただければと思います。

(早川(和) 委員)

ありがとうございます。101ページ目になりますが、こちら、表のまず一番上の一番右側のところで、審査請求に対する裁決・決定のところ、決定は取るんじゃないかと。これは多分、行政不服審査法に異議申立てがあったときに、異議申立てに対する判断は決定だったんですけど、審査請求に一本化されているので、裁決だけでおそらくいいかなと。情報公開のところは裁決だけになっているので、漏れかなという気がしたところです。

(小野担当係長)

御指摘のとおりかと存じますので、申し訳ございません。

(早川(和) 委員)

細かくてすみません。あと、同じページの206から208が裁決が出ていないんですけど、答申は1月に出たのにまだなんですかね。

(小野担当係長)

こちら、答申自体はこちらから出させていただいておりまして、ただ、審査庁のほうで引き続き裁決の確認をしている状況というふうに伺ってございますので、本日時点では裁決は出ていないというところで伺っております。

(早川(和) 委員)

分かりました。これだけ時間がかかっているのは何か理由が。

(小野担当係長)

かなりちょっと分量が多い案件というふうに伺ってございましたので。

(早川(和) 委員)

はい、分かりました。

106ページ目で、個人情報の目的外利用の届出についてのお話なんですけど、22番以降が不存在ですけども、備考のところを見ると、「建築物及び建築物の使用に関する違反防止対策協議会運営要領に基づく情報交換のため」となっておりまして、個人情報保護法の規定はたしか法律とか条例に基づくものは、目的外を認めていて、要領については、直接は認めていなかったんじゃないかなという気がするんですけど。

(桐生課長補佐)

早川（和）委員、御指摘のとおりで、こちら、もともとの根拠法は、地方自治法第2条の地域の事務ということで、具体的に要領で定めているため、こちらの理由の記載は要領と記載しておりますが、元の根拠法は地方自治法になりますので、今年度受付分からは、法またはそのほかにもございますが、要綱・要領に基づいているものは法・条例を明記する形で今年度から対応しております。大変失礼いたしました。

(早川（和）委員)

私も記憶が定かでないんですが、この2条だけだと多分広すぎて駄目ではないかと。

(桐生課長補佐)

2条で、そうですね。2条のもとの地域の事務で、それぞれの所管事務として関係する局のほうで、条例のほうでこれに基づきここが所管するということを定めておりまして、そこに基づき関係課で、こちらですと建築物の違反指導に関わるところの衛生部門、また消防部門とまちづくり建築部門、それぞれ事務分掌条例に基づいて、それらのものが関係して共有する組織体となっております、そこでの情報交換となるためという、非常に長いあれになるんですけれども、そういったものになります、ちょっと要領だけだと確かに法に適合しないのではないかとということで疑義を生みますので、来年度以降、分かりやすい記載に改めたいと思います。ありがとうございます。

(早川（和）委員)

ありがとうございます。細かなところばかりで、以上です。ありがとうございます。

(湯浅会長)

ありがとうございます。ほかに委員の皆様、ございますか。

ちなみに、先ほど早川（和）委員が御指摘された、いわゆる組織共用か組織共有かというのは、今、改めて情報公開のハンドブックを見ると、川崎市の条例の場合は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等及び電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいう。いわゆる組織性という文言はなくて、いわゆる共用・共有というよりは実施機関が管理しているかしていないかというところがどうも基準のように思われますので、ちょっと言葉を検討していただければと思います。

ほかに委員の皆様から御質問等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にほかには委員の皆様、御質問ないようでございますので、この議題につきましては以上とさせていただきます。

本日の予定しておりました議事については以上となりますけれども、ほかに特に御意見ありますか。

(小野担当係長)

本日の審議につきまして、およそ1か月後を目途に、議事録の御確認をお願いしたいと思っております。改めて御連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の報酬に関しましては、8月御支払いの予定となり、明細に関しても郵送いたしますので御了承ください。

なお、今年度新しく委員になられた委員の方におかれましては、報酬の源泉徴収事務に、マイナンバーの登録が必要なため、後ほど、対象の各委員にマイナンバーカードの確認にまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(湯浅会長)

はい、ありがとうございました。それでは、本日の情報公開運営審議会を閉会いたします。どうも皆様お疲れさまでした。

(終了)